

林地開発許可制度事務取扱要領

〔平成6年3月7日 治第697号〕
〔農林水産部長から林業事務所長あて〕

(最終改正 令和8年5月11日 治第150号)

第1 趣 旨

森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定による開発行為の許可制度に関する事務については、森林法施行令（昭和26年政令第276号）及び森林法施行規則（昭和26年農林水産省令第54号）並びに新潟県森林法施行細則（平成12年3月31日新潟県規則第123号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この要領により、その適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第2 申請の手続

1 許可申請書の提出

知事又は地域振興局長は、開発行為をしようとする者に対し、林地開発許可申請書（農林水産省告示様式。以下「許可申請書」という。）を当該開発行為に係る森林を管轄する地域振興局に提出させなければならない。ただし、当該開発行為に係る森林が2以上の地域振興局にわたるときは、原則として当該開発行為に係る森林面積の大きい地域振興局に提出させるものとする。

第3 許可申請書の收受

1 收受及び形式審査

地域振興局長は、許可申請書の提出があったときは、速やかに行政手続法（平成5年法律第88号）第7条の規定による形式審査を行わなければならない。

なお、書類等の不備、脱落があるときは、文書等により申請者に対し指導し、補正させるものとする。

2 林地開発許可台帳の調整

知事及び地域振興局長は、森林クラウドシステム内の林地開発許可台帳（様式第12号）に收受から完了等までの経過を記録しなければならない。

3 知事への副申

地域振興局長は、許可申請に対する処分権限が委任されていないものについては、第4によりその内容を審査し、許可申請審査書（様式第14号）、補正の指導に対する回答及び関係市町村長の意見を付して知事に副申するものとする。

4 許可申請書の取下げ

知事又は地域振興局長は、申請者が許可申請書を取り下げようとするときは、林地開発許可申請書の取下げ願（様式第15号）を提出させ、許可申請書一式を申請者に返還（様式第15号—2）するとと

- もに、第4の第7項により意見を求めた市町村長にその旨通知（様式第15号－3）するものとする。
- 5 地域振興局長は、前項の処理をしたときは、知事に報告するものとする。ただし、知事の権限に係るものであるときは、知事に進達するものとする。

第4 許可申請書の内容審査

1 内容審査

知事又は地域振興局長は、許可申請書の形式審査を終了したときは、別に定める審査基準に基づき内容審査を行わなければならない。

2 その他の審査

知事又は地域振興局長は、前項の審査基準のほか、適切な森林利用の確保が図られる相当期間として5年を上限として必要最小限度の規模で計画されていることを原則として本要領及び各通知の内容に留意して審査するものとする。

3 森林組合の意見

知事又は地域振興局長は、法第10条の2第3項の規定による判断にあたっては、必要により森林組合の意見を参考にするものとする。

4 河川管理者との協議

地域振興局長は、内容審査にあたり、原則として下流河川等管理者と協議しなければならない。ただし、当該管理者が新潟県知事の場合であって、当該開発行為が新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱（昭和48年新潟県告示第562号）により知事に協議を要する場合は、この限りでない。

5 補正の指導

知事又は地域振興局長は、審査の過程において記載事項の補正、追加資料等の必要が生じたときは、原則として文書により申請者に対し指導し、当該指導に対する処理等を文書により報告させるものとする。

6 適否の判定

知事又は地域振興局長は、第1項の審査基準のみで適否を判定することが困難であるときは、その部分について、第2項の審査結果に基づいて判定するものとする。

判定にあたっては、原則として現地調査を行い、また必要に応じ関係者から意見を求めるものとする。

なお、当該開発行為の目的が社会経済情勢に左右されると認められるときは、必要により申請者から開発行為施行についての誓約書（書式例第10－1）を徴するものとする。

7 市町村長の意見聴取

- (1) 地域振興局長は、前項により適当と判定したときは、開発行為をしようとする森林の土地を管轄する市町村長及び当該森林の現に有する機能に直接依存している土地を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、関係書類（別記3）を送付して当該開発行為に関する意見を求めなければならない。（様式第13号）

この場合において、関係市町村長が必要と認める場合は、当該関係市町村の区域内で開発行為の影響を受ける者の意見を踏まえて、意見聴取に応じることができる。

また、意見聴取後において計画内容に差異を生じたときは、必要に応じ意見を再聴取するものとする。

なお、関係市町村長への意見聴取に当たっては、当該市町村長が事業計画の内容を精査できるよう十分な期間を設けるよう配慮するものとする。

- (2) 地域振興局長は、申請者に対して、関係市町村長が必要に応じて開発行為により影響を受ける者の意見を把握する旨を説明し、その意見把握に必要な範囲で関係書類（別記3）を当該影響を受ける者に提供することについて、原則同意を得なければならない。（様式第39号）
- (3) 地域振興局長は、関係市町村長から、法第10条の2第2項各号に関する具体的な懸念が表明されたときは、当該意見への対応状況に係る報告書を申請者に提出させ、必要に応じ申請者に対し、関係市町村長へ当該対応状況を説明するよう指導するものとする。

8 森林審議会への諮問

知事は、許可しようとする案件が森林審議会諮問基準（平成22年10月25日最終伺い定め）に該当するときは、森林審議会に諮問（様式第18号）し、答申を受けなければならない。

なお、答申の内容は、できる限り許可内容及び許可後の指導監督に反映させるものとする。

- 9 知事及び地域振興局長は、前項までの審査結果を許可申請審査書（様式第14号）にとりまとめるものとする。

第5 他法令との調整

- 1 知事又は地域振興局長は、当該開発行為について、他法令等の許認可を必要とするときは、あらかじめ許認可権者と連携を密にし、当該他法令等の許認可が知事権限に係るものについては、原則として同時処分を行うものとする。ただし、適否の判定を終えたときは、決裁を得ておかなければならない。
- 2 治山課長は、用地・土地利用課長から新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱第4条、第6条、第9条及び第13条の2の規定による協議並びに国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第14条第1項の規定による申請及び同法第23条第1項の規定による届出に対する意見を求められたときは、必要により当該土地を管轄する地域振興局長に意見照会（様式第16号）するものとし、地域振興局長は、これに対し、意見書（様式第16号-2）を提出するものとする。

第6 許可申請に対する処分

1 許 可 処 分

知事又は地域振興局長は、申請内容等が法第10条の2第2項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、許可処分（様式第17号-1）を行い、その旨関係市町村長に通知（様式第17号-3）するとともに、伐採が予定されている森林について情報提供（様式第17号-4）するものとする。

2 許 可 条 件

知事又は地域振興局長は、許可にあたっては、法第10条の2第5項の規定に留意して、開発行為の目的、態様に応じて必要な条件（例別記1）を付すものとする。

3 完了期限

知事又は地域振興局長は、前項の許可条件に、適切な森林利用の確保が図られる相当期間として、5年を上限とした完了の期限を明示するものとする。

4 不許可処分

知事又は地域振興局長は、申請内容等が法第10条の2第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可申請の取下げを指導するものとする。ただし、申請者が取下げの指導に応じないときは、不許可処分（様式第17号-5）を行い、その旨関係市町村長に通知（様式第17号-3）するものとする。

5 地域振興局長は、第1項及び前項の処理を行ったときは、知事に報告するものとする。ただし、前項の不許可処分を行おうとするときは、知事に協議するものとする。

第7 開発行為の着手

1 着手届

知事又は地域振興局長は、開発許可を受けた者（以下「開発行為者」という。）が工事に着手したときは、速やかに開発行為着手届（細則第4号様式）を提出させなければならない。

2 許可標識の掲示

知事又は地域振興局長は、森林法に基づく開発許可標識（細則第3号様式）を見やすい箇所に掲示させるよう努めるものとする。

3 現場写真撮影

知事又は地域振興局長は、開発行為の施行経過について後日確認するため、現場写真撮影要領（別記2）により記録させなければならない。

4 施行状況報告

知事又は地域振興局長は、開発行為の期間が概ね1年を超えるときは、原則として開発行為者から毎年11月末日現在の施行状況を、開発行為施行状況報告書（細則第5号様式）により速やかに報告させなければならない。

5 地域振興局長は、第1項の届出又は前項の報告書が提出されたときは、知事に報告するものとする。ただし、知事の許可に係るものであるときは、知事に進達するものとする。

6 伐採完了届

地域振興局長は、開発行為者が開発行為に係る伐採を完了したときは、速やかに伐採完了届（様式第6号-2）を提出させるものとする。ただし、伐採行為が2年度以上にわたるときは、毎年度末の実績により提出させるものとする。

第8 開発行為中の災害防止措置

1 防災工事の先行

知事又は地域振興局長は、原則として当該防災施設によって担保される工事に先行して防災工事を施工させなければならない。

2 防災工事の完了確認

知事又は地域振興局長は、開発行為者が防災工事を完了したときは、第13の処理を行うものとする。

3 災害防止の措置

知事又は地域振興局長は、開発行為の施行に伴い、災害が発生するおそれがあるとき、又は現に災害が発生したときは、開発行為者に対し災害防止又は復旧のために必要な措置を講じさせるとともに、速やかに災害発生届（細則第6号様式）を提出させなければならない。

- 4 地域振興局長は、前項の届出が提出されたときは、知事に報告するものとする。ただし、知事の許可に係るものであるときは、知事に進達するものとする。

第9 許可後の指導監督

- 1 知事又は地域振興局長は、許可をした開発行為が申請図書に適合し、かつ許可に付した条件が遵守されるよう、指導監督を行わなければならない。
- 2 前項の指導監督のため、原則として春季・秋季の年2回以上の現地調査を実施するものとする。ただし、春季の現地調査で指導事項がないもしくは軽微な指導だった場合は秋季の現地調査を省略することができる。また、必要に応じて、他法令の許認可担当と合同で実施するものとする。
- 3 前項の現地調査は原則として開発行為者立ち会いのもとで実施するものとし、指導事項等を現地調査指導記録票（様式第19号）に記録するものとする。
- 4 知事又は地域振興局長は、完了期限が到来しているにもかかわらず、開発行為者が開発行為に着手しないときは、事業実施の意思の有無等を報告するよう勧告（書式例第8号-1）するものとする。
この勧告により、開発行為者が当該開発行為を実施する旨を意思表示したときは、必要により開発行為の着手についての誓約書（書式例第10号-2）を徴するものとする。
- 5 知事又は地域振興局長は、完了期限が到来しているにもかかわらず、開発行為者が開発行為を完了しないときは、事業継続の意思の有無等を報告するよう勧告（書式例第8号-2）するものとする。
この勧告により、開発行為者が当該開発行為を継続する旨を意思表示したときは、必要により開発行為の完了についての誓約書（書式例第10号-3）を徴するものとする。
- 6 知事又は地域振興局長は、前2項の勧告により事業継続等の意思を確認したにもかかわらず所定の手続がなされないとき、又は同項の勧告にもかかわらず意思表示がなされないときは、必要に応じて第14に準じて復旧のための措置をとらなければならない。
- 7 第4項及び第5項において、開発行為者が不存在又は連絡が取れない場合等については、土地所有者等、関係者の権利関係及び承継の意思、他者への承継の可能性等を確認し、取り扱いを治山課と協議する。
- 8 地域振興局長は、指導事項等のあったものについて、知事に報告するものとする。

第10 開発行為の変更等

1 変更申請

- (1) 知事又は地域振興局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開発行為者に開発行為変更許可申請書（細則第1号様式）を提出させなければならない。
 - ア 開発行為に係る森林の土地の面積を変更しようとするとき。
 - イ 開発許可に係る土地の利用に関する計画の重要な変更をしようとするとき。

ウ 開発許可に係る防災施設の設置計画を変更しようとするとき。

- (2) 事務処理については、第2から第6までを準用するものとし、第6の第1項による許可処分は様式第17号-2によるものとする。
- (3) 変更の内容が関係市町村の区域に新たな影響を与えることとならないと認めるときは、第4の第7項にかかわらず当該市町村長の意見聴取を省略することができるものとする。
- (4) 知事又は地域振興局長は、(1)ア及びウにかかわらず、変更内容が次の各号のいずれにも該当しないときは、あらかじめその内容を聴取の上、完了までに変更申請することを条件に、次項の変更届による処理を認めることができるものとする。

ア 開発行為に係る森林の土地の面積が、新たに1ヘクタール又は許可面積の2割を超えて増加するとき。

イ 防災施設及びこれに関連する施設の新設、廃止、大幅な位置又は構造の変更を行うとき。

(一時的に設置する防災施設等を除く。)

- (5) 知事又は地域振興局長は、開発行為完了期限の1年前を目処に開発行為期間延長の意向を開発行為者に確認し、延長の意向があることを確認した場合には変更許可申請書の提出を指導するものとする。特に森林審議会諮問案件または大規模開発行為の適正化対策要綱第9条に係る開発である場合は、同申請書の提出及び同要綱に基づく変更協議を速やかに行うよう指導するものとする。

2 変 更 届

- (1) 知事又は地域振興局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開発行為者に開発行為変更届(細則第2号様式)を提出させなければならない。

ア 開発許可に係る土地の利用に関する計画を変更しようとするとき。(ただし、前項各号に該当する場合を除く。)

イ 土石の採掘やその他の一時的に森林以外の土地利用をする開発において、跡地緑化の計画を変更しようとするとき。

ウ 一時的に設置する防災施設等の位置又は構造を変更しようとするとき。

エ 開発行為者の住所又は氏名(法人にあっては、名称又は代表者の氏名)を変更したとき。

オ 資金計画を変更しようとするとき。(ただし、軽微なものを除く。)

カ 工事施工者を変更しようとするとき。(ただし、着手時の変更は開発行為着手届にその旨の表示及び主な工事施工経歴書を添付させることにより届出を要しない。)

キ 許可条件で定めた完了期間から2年以内の期間において、工事工程を変更しようとするとき。

(延長は2年間を限度とし、2年を超える場合には既許可の計画を見直したうえで変更の許可申請を指導する。ただし、防災施設等の軽微な修補や緑化等で新たな土地の形質変更が無く、6ヶ月以内に確実な完了を見込める場合にはこの限りでない。)

また、着手時の変更は開発行為着手届にその旨の表示及び工事工程表を添付させることにより届出を要しない。)

ク その他、第4項以外の変更を生じたとき。

- (2) 知事又は地域振興局長は、開発行為者から(1)カの届出があったときは、技術の保有等について確認するものとし、その他の場合にあつては、内容を確認するものとする。ただし、出来形が変更と

なる場合は、必要により開発行為変更届出内容確認書（様式第21号）により確認し、支障がないと認められるときは、その旨通知（様式第20号）するものとする。

3 変更前後の対比

知事又は地域振興局長は、第1項及び2項の書類について、書類、図面及び写真等により変更前後の対比が明らかになるよう指導するものとする。

4 許可処分の承継

- (1) 知事又は地域振興局長は、開発行為者が当該開発行為を行う権原を譲渡しようとするときは、譲渡を受けようとする者と連名で開発行為権原譲渡届（細則第9号様式）を提出させなければならない。
- (2) 知事又は地域振興局長は、相続、合併その他の一般承継により開発行為者の地位を承継したときは、開発行為地位承継届（細則第10号様式）を提出させなければならない。
- (3) 知事又は地域振興局長は、(1)及び(2)の届出により権利取得の状況、資金計画、信用状況及び技術の保有等、事業実行の確実性について確認し支障がないと認められるときはその旨通知（様式第22号-1）するとともに、関係市町村長に通知（様式第22号-2）するものとする。

- 5 地域振興局長は、第2項及び第4項の処理を行ったときは、知事に報告するものとする。ただし、知事の許可に係るものであるときは知事に進達するものとし、開発行為変更届出内容確認書により確認したものについては当該確認書を付して進達するものとする。

第11 開発行為の中断・取りやめ

1 開発行為の休止

知事又は地域振興局長は、開発行為者が開発行為を休止するときは、開発行為休止届（細則第7号様式）を提出させ、休止中の防災対策等について確認し、当該対策について支障がないと認めるときはその旨通知（様式第23号-1）するものとする。

ただし、開発行為の休止の期間は2年間を限度とし、引き続き休止する場合にはその理由を明らかにし、再度、開発行為休止届を提出させるものとする。

また、同休止届による休止期間中に許可した開発行為期間を徒過することのないよう、既許可の計画を見直したうえで変更の許可申請を指導する。

2 開発行為の再開

知事又は地域振興局長は、開発行為者が休止していた開発行為を再開するときは、開発行為再開届（細則第7号様式）を提出させるものとする。ただし、再開にあたって第10の第1項の変更申請を行うときは、届出を要しないものとする。

3 開発行為の取りやめ

知事又は地域振興局長は、開発行為者が開発行為を取りやめるときは次によるものとする。

- (1) 開発行為に着手せずに取りやめる、又は地権者の了解を得て1ha（太陽光発電設備の設置に係る行為にあっては、0.5ha）以下の規模で開発を終了するときは、開発行為廃止届（細則第7号様式）を提出させ、これを了承した旨通知（様式第23号-2）するとともに、関係市町村長に通知（様式第23号-3）するものとする。

ただし、着手後1ha（太陽光発電設備の設置に係る行為にあっては、0.5ha）以下の規模で

開発を終了するときは、現地の防災対策等について確認し、当該対策について支障がないと認めるときに限る。

(2) 1ha（太陽光発電設備の設置に係る行為にあつては、0.5ha）を超えて行った開発行為を途中で取りやめるときは、原則として第10の第1項の変更申請を行わせるものとする。

4 地域振興局長は、前項(1)までの処理を行ったときは、知事に報告するものとする。ただし、知事の許可に係るものであるときは知事に進達するものとし、意見を付す必要があるときは、届出の余白に付記又は開発行為変更届出内容確認書に準じた書面を付して進達するものとする。

第12 許可の取消処分

1 知事又は地域振興局長は、許可処分をした開発行為が次の各号のいずれかに該当するときは、取消処分（様式第24号）を行うことができるものとする。ただし、開発行為が既に着手されている場合は、原則として復旧命令を発するものとする。

(1) 開発行為者が第9の第4項又は第5項（第14の第7項(2)により準用される場合を含む。）の勧告に応じないとき。

(2) (1)の勧告に基づき報告があつたにもかかわらず、所定の手続がなされないとき。

(3) 開発行為者が所在不明等のため、事業実施の意思の有無が確認できないとき。

(4) 第14の第5項の監督処分を受けた者が、これに従わないとき。

2 知事又は地域振興局長は、前項の取消処分を行おうとするときは、新潟県行政手続条例（平成7年条例第59号）第13条第1項第1号及び新潟県聴聞規則（平成6年規則第84号）の規定に基づき聴聞を行わなければならない。

3 知事又は地域振興局長は、第1項の取消処分を行ったときは、関係市町村長に通知（様式第24号一2）するものとする。

4 地域振興局長は、第2項の聴聞を行おうとするときは、知事に協議するものとする。また、聴聞の結果取消処分を行うときは、必要により知事に協議するものとする。

5 地域振興局長は、第1項の取消処分を行ったとき及び第2項の聴聞の結果取消処分を行わないこととしたときは、知事に報告するものとする。

6 地域振興局長は、知事が許可処分を行ったものについて第1項の取消処分を行うことが相当であると認めるときは、その旨知事に具申することができるものとする。

第13 開発行為の完了

1 完了届

知事又は地域振興局長は、開発行為者が開発行為を完了したときは、速やかに開発行為完了届（細則第8号様式）を提出させなければならない。

なお、主要な防災施設の完了及び工区設定された開発行為の工区毎の完了（以下「部分完了」という。）についても同様とする。

2 完了確認検査

知事又は地域振興局長は、前項の届出があつたときは、許可の内容に適合しているかどうかを確認

するため次により検査を行わなければならない。

- (1) 検査日及び検査員を指定し、開発行為者に通知（様式第25号－1）するものとする。
- (2) 検査員は、別に定める林地開発行為完了確認検査実施要領により検査を行い、結果を開発行為完了確認検査報告書（様式第25号－2）により知事又は地域振興局長に報告するものとする。

3 修補又は改造の指導

- (1) 知事又は地域振興局長は、検査の結果修補又は改造の必要があると認めるときは、開発行為者にその旨通知（様式第25号－3）するものとする。
- (2) 知事又は地域振興局長は、開発行為者が修補又は改造に係る工事を完了したときは、速やかに修補（改造）工事完了届（様式第26号）を提出させるものとする。
- (3) 知事又は地域振興局長は、(2)の届出があったときは、前項に準じて確認しなければならない。

4 判定の保留

知事又は地域振興局長は、検査の結果、表土の浸食防止を目的とした法面緑化工の効果が発揮されないおそれがあるときは、その判定を保留するものとする。

なお、この場合において、知事又は地域振興局長は、開発行為者にその旨を通知（様式第25号－4）し、一定期間経過後に再検査を実施するものとする。

5 完了確認書

知事又は地域振興局長は、第2項及び第3項により適当と認めたときは、開発行為完了確認書（様式第27号）を開発行為者に交付するとともに、防災施設の完了及び部分完了の場合を除き、関係市町村長に通知（様式第27号－2）するものとする。

- 6 地域振興局長は、前項の処理を行ったときは、知事に報告するものとする。
- 7 知事は、第4項までの処理については、許可にあたって森林審議会に諮問した、ゴルフ場又はスキー場の設置を目的とした開発行為の完了（防災施設の完了及び部分完了を除く。）についてののみ行うものとし、これ以外は地域振興局長が行うものとする。
- 8 地域振興局長は、第7項により知事の許可に係るものについて処理を行ったときは、第34項までの書類を知事に送付するものとする。
- 9 地域振興局長は、第7項により知事が処理するものについて第1項の届出があったときは、知事に進達するものとする。

第14 違反行為に対する措置

1 事実の確認及び中止の指導

地域振興局長は、法第10条の2第1項の規定に違反する開発行為又は同条第4項の条件に違反した開発行為あるいは偽りその他不正な手段により許可を受けた開発行為（以下「違反行為等」という。）を発見したとき又はその旨通報を受けたときは、速やかに調査を行い、違反行為等の事実が認められるときは、違反行為等を行った者（以下「違反行為者」という。）に対し、その場で口頭により開発行為の中止を求める行政指導（以下「中止の指導」という。）を行うとともに、違反行為等調査書（様式第28号）を作成し、違反行為等経過書（様式第28号－2）に経過を記録するものとする。なお、中止の指導の内容について、速やかに文書として交付（書式例第9号－1）するものとする。

2 措置の決定

地域振興局長は、違反行為等が森林の公益的機能に与える影響及び当該行為の悪質性等（以下「違反行為等の程度」という。）について検討し、措置を決定するものとする。

3 嚴重注意

地域振興局長は、違反行為等の程度が軽微であると認められるときは、違反行為者から始末書及び顛末書を徴するとともに、嚴重注意（書式例第9号-2）の上、復旧計画書を提出させるものとする。

4 復旧の指導

地域振興局長は、前項の復旧計画書について支障がないと認めるときは、復旧を求める行政指導（以下「復旧の指導」という。書式例第9号-3）を行うものとする。

5 監督処分

知事又は地域振興局長は、違反行為者が前項までの指導に従わないとき又は違反行為の程度が重大であると認めるときは、法第10条の3第1項の規定により監督処分を行うものとする。なお、監督処分は中止命令（様式第29号-1）又は復旧命令（様式第29号-2）とし、処分を行ったときは関係市町村長に通知（様式第29号-3）するものとする。

復旧命令にあたっては、違反行為者が提出した復旧計画書に基づいて行うことができるものとする。また、復旧計画書の提出を命ずることができるものとする。

なお、法第10条の3第2項の規定により、当該監督処分に正当な理由がなくて従わなかったときは、その旨を公表することがあることを合わせて通知するものとする。ここで言う「正当な理由」とは、復旧に必要な措置に取り組んでいるものの、地震、洪水を始めとした自然災害等の不可抗力により、定められた期限までに当該措置が完了しなかった場合などである。

6 弁明の機会の付与

知事又は地域振興局長は、前項の監督処分を行おうとするときは、新潟県行政手続条例第13条第1項第2号の規定に基づき、違反行為者に弁明の機会を付与しなければならない。ただし、第1項の中止の指導に従わないことを理由とする場合は、この限りでない。

7 復旧行為の施行

- (1) 知事又は地域振興局長は、違反行為者が第4項の指導又は第5項の命令に基づく復旧行為に着手又は完了したときは、復旧行為着手（完了）届（様式第30号）を提出させなければならない。
- (2) 復旧行為に係る指導監督については、第9を準用するものとする。
- (3) 知事又は地域振興局長は、(1)の完了届が提出されたときは、第13に準じて復旧を確認するものとする。ただし、知事は、第13の第7項の処理は行わないものとする。

また、第13の第5項の確認書は様式第30号-2、同項の通知は様式第30号-3によるものとするが、復旧命令に係るもの以外については、当該通知を要しないものとする。

8 告 発

知事は、違反行為等の程度が極めて重大であり、かつ違反行為者が第5項の監督処分に従わないときは、公安当局と調整の上、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定により告発の措置（様式第31号）をとるものとし、告発を行ったときは、関係市町村長に通知（様式第31号-2）するものとする。

9 他法令及び市町村との連携

- (1) 知事又は地域振興局長は、違反行為等の内容が他法令等の許認可・届出等に関連するときは、関係機関と連携を図るものとする。
- (2) 知事又は地域振興局長は、開発行為が政令で定める規模を超えている疑いがある場合には、必要に応じて、市町村と連携して行為者に対して規模の根拠となる資料の提出や測量の実施等を指導するとともに、立入調査等の実施を検討するものとする。

10 行政代執行

知事は、違反行為者が第5項の復旧命令に従わないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定により代執行を行うことができる。なお、執行にあたっては新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の定めるところによる。

11 知事への報告及び協議

地域振興局長は、第1項から第5項及び第7項の措置をとったとき及び第6項の弁明の機会の付与の結果監督処分を行わないこととしたときは、知事に報告するものとする。ただし、第6項の弁明の機会の付与及び同項ただし書きによる第5項の中止命令を行おうとするときは、原則として知事に協議するものとし、また、弁明の機会の付与の結果監督処分を行おうとするときは、必要により知事に協議するものとする。

12 知事への意見具申

地域振興局長は、第5項の監督処分（権限が委任されていないものに限る。）及び第8項の告発並びに第10項の行政代執行の措置をとることが相当であると認めるときは、その旨知事に具申することができるものとする。

13 違反行為地に係る許可処分

知事又は地域振興局長は、違反行為等が確認された土地について新たな許可申請が提出されたときは、原則として当該違反行為等に対する措置が完了するまで許可しないものとし、当該許可申請の取下げを指導するものとする。なお、取下げの指導に従わないときは、第5項の監督処分を行っている場合に限り不許可処分を行うことができるものとする。

14 無許可開発への対応

- (1) 森林法第10条の2第1項の許可を受けずに行われた開発行為（以下、「無許可開発」）が確認された場合は、第1項から第3項により処理し、無許可開発の地域森林計画対象民有林の全体について、原形への復旧又は植栽その他の措置により、森林の公益的機能の復旧をさせるものとする。
- (2) 無許可開発の対応は第13項及び（1）を原則とするが、行為者に開発の意思があり、やむを得ず政令で定める規模を超えて、引き続き開発行為を継続または開発された状態を維持する場合には、必要に応じ応急防災工事等の実施により、無許可開発前の森林が有していた災害の防止等の機能を一定程度まで復旧させ、機能が確保された上で許可を申請するよう指導するものとする。ただし、行為者に開発の意思がある場合でも、現地の状況等から考えて、開発行為を継続した場合に、開発前の森林が有していた機能を確保できないと判断される場合は上記の限りではなく、（1）により対応するものとする。

第 15 行政指導

第14までの規定に基づく知事又は地域振興局長の行為が、新潟県行政手続条例第30条から第34条までの規定による行政指導に該当するときは、その趣旨に従って行うものとする。

なお、行政指導は原則として文書で行うものとする。

第 16 連絡調整

- 1 地域振興局長は、法第10条の2第1項第1号及び第3号の規定による許可制の適用を受けない開発行為については、事業実施機関が当該開発計画を策定した時点で連絡調整協議書（様式第32号）により調整を行うものとし、調整を了したときはその旨通知（様式第32号-2）するものとする。
- 2 調整の内容は概ね次のとおりとし、連絡調整内容確認書（様式第14号）により確認するものとする。
 - (1) 林業関係事業との調整
 - (2) 法第10条の2第2項及び第3項の規定による事項
 - (3) 林地転用の区域確認
- 3 地域振興局長は、協議の内容が法第10条の2第2項各号のいずれかに該当すると認められる場合で、当該事項について補正される見込みがないときは、様式第32号-2に準じた書面に指導事項を付記して通知するものとする。
- 4 地域振興局長は、第1項又は第3項の処理を行った後において開発行為に係る森林の土地の面積又は防災施設に係る計画変更を生ずるときは、連絡調整変更協議書（様式第34号）により再度事業実施機関と調整を行うものとし、調整を了した時はその旨通知（様式第34号-2）するものとする。
- 5 地域振興局長は、許可制の適用を受けない開発行為者が、開発行為を完了したときは、速やかに許可制の適用のない林地開発行為完了届（様式第35号）を提出させるものとする。
- 6 地域振興局長は、第1項及び第3項から第5項の処理を行ったときは、知事に報告するものとする。
- 7 地域振興局長は、第1項、第3項及び第4項の処理を行ったときは、林地開発行為連絡調整簿（様式第36号）に記録するものとする。

第 17 許可申請書等の添付書類・提出部数

許可申請書及びこの要領の規定により提出させる届出、報告書等の添付書類及び提出部数は、別表1のとおりとする。

第 18 身分証明書

- 1 法第188条第4項の身分を示す証票（以下「身分証明書」という。別記4）は、知事が交付するものとする。
- 2 地域振興局長は、所属職員に前項の身分証明書を交付する必要が生じたときは、立入調査等の身分証明書交付簿（様式第37号。以下「交付簿」という。）を作成し、知事に交付を求めるものとする。
- 3 知事又は地域振興局長は、不要となった身分証明書については破棄させるものとする。
- 4 知事は、身分証明書の交付の都度、交付簿に記録するものとする。

第 19 書類の保存

知事又は地域振興局長は、許可申請書及びこの要領の規定により提出させ、又は作成した書類について、別表 2 に示した期間保存するものとする。